

6 寒冷地手当

(1) 概要

北海道に在勤し、常時勤務に服する職員に対して、11月～3月までの期間（5ヶ月間）に限り支給される手当です。

（条例第20条第1項）

(2) 支給範囲及び支給額

ア 支給範囲

(1) 支給する場合

基準日（11月から翌年3月までの各月の初日をいう。）に北海道に在勤し、常時勤務に服する職員

(2) 支給しない場合

基準日に次に掲げる職員となる者（以下「適用除外職員」という。）

- ア 無給休職者 イ 刑事休職者 ウ 停職者 エ 専従休職者
- オ 大学院修学休業職員 カ 自己啓発等休業職員 キ 配偶者同行休業職員
- ク 外国派遣職員
- ケ 分限条例第1条の2第1号の規定に該当して休職にされた場合で本邦外にある（一時本邦外にあるものを除く。）等の事情により寒冷地手当を支給することが適当でないと認められる者
- コ 公益法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員 サ 育児休業職員

（条例第20条第1項・3項 支給規則第31条）

イ 支給額

寒冷地手当の額は、地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じて、次の表のとおりである。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員 (Z)
	扶養親族のある職員(X)	その他の世帯主である職員(Y)	
1級地	26,060円	14,400円	10,220円
2級地	23,080円	12,900円	8,700円
3級地	22,260円	12,700円	8,500円

（条例第20条第2項）

世帯等の区分

(1) 世帯主である職員

主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に該当する者

- ア 扶養親族（条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。）を有する職員（世帯主：X）
- イ 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している職員（準世帯主：Y）

（支給規則第30条）

※ 扶養親族を有する職員

世帯主である職員で、同居の扶養親族又は国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に定める地域に居住している扶養親族若しくは居住する住宅と法別表（参考資料3）に定める地域の市役所又は町村役場からの交通方法の区分に応じた距離を合算した距離が60km未満である扶養親族を有する職員。

（支給規則第30条の2、条例運用第11の2）

(2) その他の職員（その他：Z）

世帯主である職員に該当しない職員

休職者等の支給額の特例

休職者に係る支給額は、(2) のイの額に条例第21条の規定による休職者給与の支給割合を乗じた額となります。

また、給料の半減の適用を受ける者の支給額は、(2) のイの額の半額を減じた額となります。

（条例第20条第3項第1号）

地域の区分

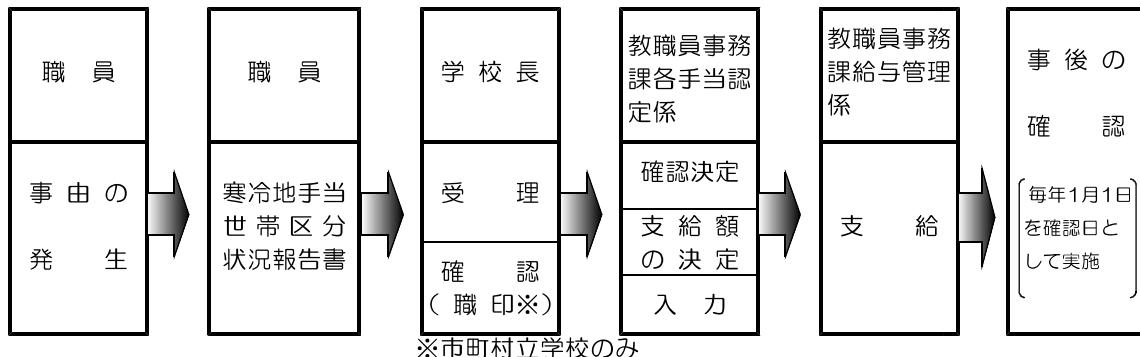
区分	地 域 (平成26年4月1日における名称)
1級地	<p>旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、紋別市、土別市、名寄市、根室市、歌志内市、深川市、富良野市及び伊達市（大滝区の区域に限る。）</p> <p>空知総合振興局管内のうち 上砂川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町</p> <p>後志総合振興局管内のうち ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町及び赤井川村</p> <p>胆振総合振興局管内のうち 厚真町、安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稻里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。）</p> <p>日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）及び平取町</p> <p>上川総合振興局管内</p> <p>留萌振興局管内のうち 小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町</p> <p>宗谷総合振興局管内</p> <p>オホーツク総合振興局管内</p> <p>十勝総合振興局管内のうち 音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町</p> <p>釧路総合振興局管内</p> <p>根室振興局管内</p>
2級地	<p>札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、北広島市及び石狩市</p> <p>空知総合振興局管内のうち 南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町及び新十津川町</p> <p>石狩振興局管内</p> <p>後志総合振興局管内のうち 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び余市町</p> <p>胆振総合振興局管内のうち 豊浦町、壯瞥町、白老町、洞爺湖町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稻里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。）</p> <p>日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域を除く。）、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町</p> <p>渡島総合振興局管内のうち 長万部町</p> <p>檜山振興局管内のうち 今金町及びせたな町</p> <p>留萌振興局管内のうち 増毛町</p> <p>十勝総合振興局管内のうち 広尾町</p>
3級地	<p>函館市及び北斗市</p> <p>渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町</p> <p>檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町</p>

(条例別表第4 (第20条関係))

注 「地域」は、所属の所在市町村です。

(3) 支給方法

ア 支給手続



イ 届出が必要な場合

- (ア) 新たに採用された場合
- (イ) 異動等により北海道内に在勤することとなった場合
- (ウ) 世帯区分に変更が生じた場合

注 提出された報告書に基づき、寒冷地手当の世帯区分が決定されます。
決定された世帯区分については、給与支給明細書の氏名欄に記号が印字されますので、
世帯区分に誤りがないか確認してください。

注 海外日本人学校に派遣されている職員の世帯区分

- 1 扶養親族を有する職員(扶養親族の全部又は一部が職員と別居し日本国内に居住している職員)
 - ① 日本における住居に居住し得る状況が引き続いている職員 → 世帯主
※扶養親族の居住地に注意すること
 - ② 日本における住居に居住し得る状況が引き続いているない職員 → 非世帯主
- 2 扶養親族を有する職員(扶養親族の全部が職員と共に海外に居住している職員)
 - ① 日本における住居に居住し得る状況が引き続いている職員 → 準世帯主
 - ② 日本における住居に居住し得る状況が引き続いているない職員 → 非世帯主
- 3 扶養親族を有しない職員
 - ① 日本における住居に居住し得る状況が引き続いている職員 → 準世帯主
 - ② 日本における住居に居住し得る状況が引き続いているない職員 → 非世带主

* 「居住し得る状況が引き続いている」とは、職員が派遣前に居住していた住居に家財を残しているなど居住し得る状況にあることをいう。

【参考】 添付書類

基本的には「寒冷地手当世帯区分状況報告書」以外は提出不要ですが、以下のような場合には添付書類を求めることがあります。

世帯主(準世帯主)で次に該当する場合

- 1 職員が居住する住宅に同居者（職員の扶養親族となっている者を除く。）がある場合
- 2 同居者（職員の扶養親族となっている者を除く。）の収入が上回っている場合
- 3 職員が次に掲げる住宅以外の住居に居住している場合
 - (1) 自己の所有する住宅
 - (2) 職員自ら借り受けている借家（寮、下宿等を含む）（※1）
 - (3) 職員自ら借り受けている公宅（※2）
- 4 すべての扶養親族が道内に居住していない場合

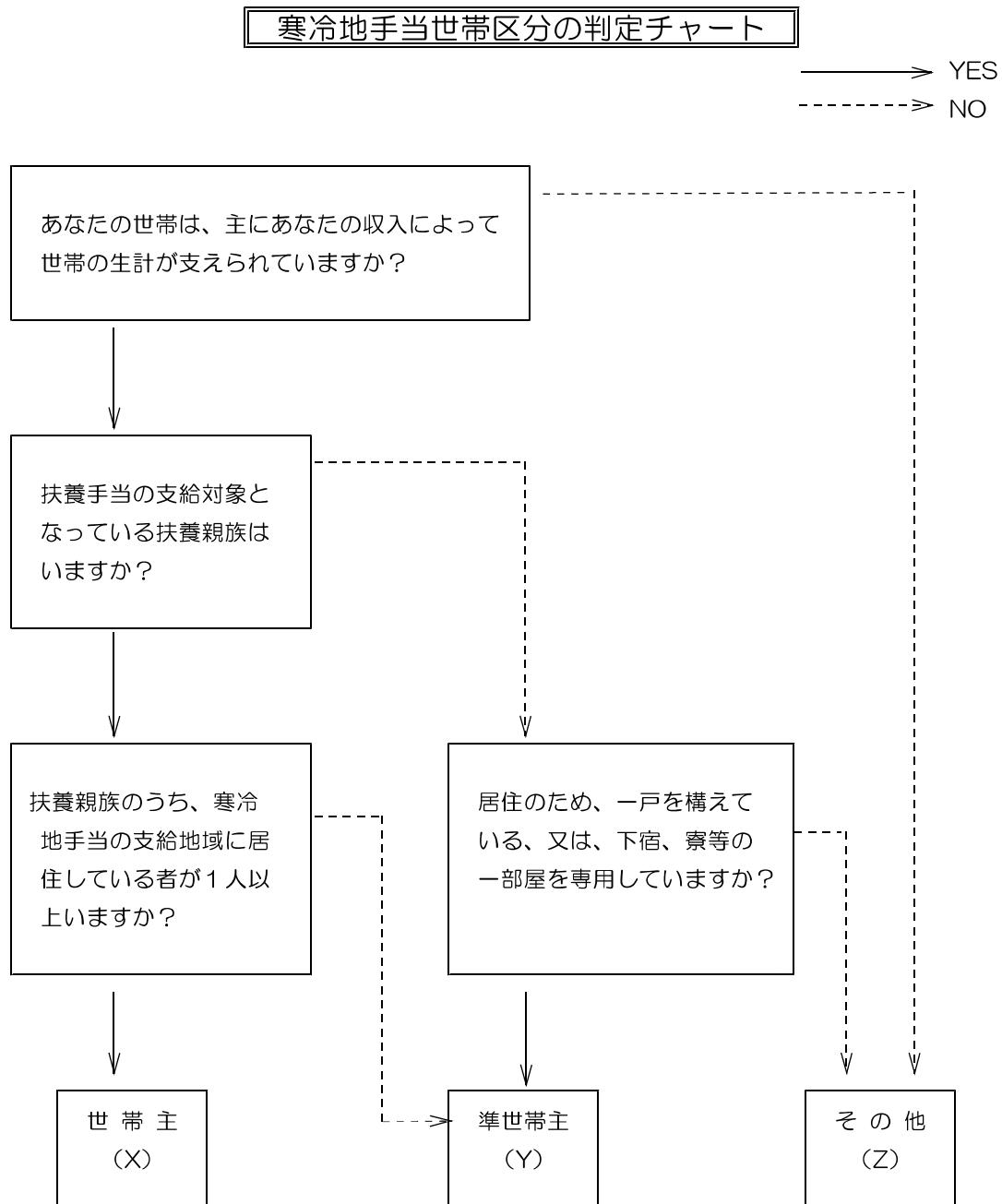
など

必要に応じて提出する添付書類の例

- 同居者の収入に関する証明書（※3）
 - 職員が主たる生計者であることを証明する書類（※4）
 - 北海道以外の地域に居住している扶養親族の住所を確認できる書類（※5）
- ※ 上記書類のほか、認定権者が必要と認める書類

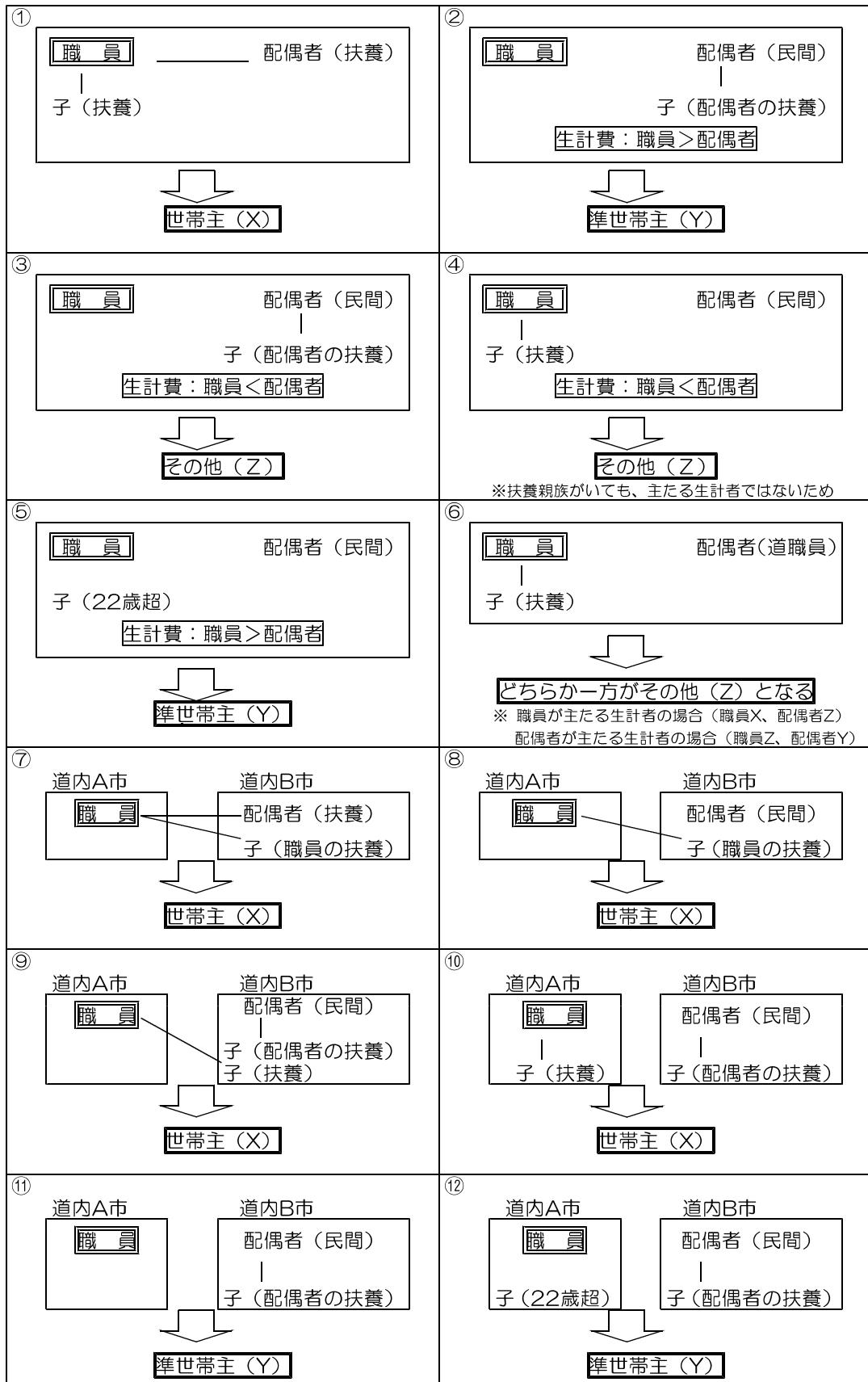
注

- ※1 「職員自ら借り受けている借家」とは、民間の賃貸マンション、アパート等や、公営住宅（道営及び市町村営住宅等）をいう
- ※2 「職員自ら借り受けている公宅」とは、道及び市町村等から貸与された職員宿舎（道立及び市町村立学校職員公宅等）をいう
- ※3 当該同居者が北海道教育委員会教育長から給与を支給される職員である場合は、省略可
- ※4 光熱費等の経費を職員が負担していることを証明できる書類（職員あての領収書）やそれによりがたい場合は、家計負担の状況が確認できる職員の申立書等
- ※5 当該扶養親族の住所が記載されている公共料金等の通知書、郵便物等



(参考資料2)

寒冷地手当世帯区分の判断例



<p>⑬ 道内A市</p> <p>道内B市 配偶者（道職員） 子（扶養）</p> <p>職員：世帯主（X）配偶者：準世帯主（Y）</p>	<p>⑭ 道内A市</p> <p>父（扶養） 道内B市 配偶者（道職員） 子（配偶者の扶養）</p> <p>職員：世帯主（X）配偶者：世帯主（X）</p>
<p>⑮ 道内A市</p> <p>道外C市 配偶者（扶養） 子（扶養） 子（扶養）</p> <p>世帯主（X）</p>	<p>⑯ 道内A市</p> <p>道外C市 配偶者（扶養） 子（扶養）</p> <p>世帯主（X）又は準世帯主（Y）</p> <p>※扶養親族が国の寒冷地手当支給地域に居住していない場合は準世帯主（Y）となることがあるので、扶養親族が全て道外に居住となつた場合は、必ず教職員事務課の地区担当者に確認すること。また、これらの扶養親族が道外に住居移転した場合も同様。</p>
<p>⑰ 父（民間）——母（父の扶養）</p> <p>職員 生計費：職員<父</p> <p>その他（Z）</p>	<p>⑱ 父（民間）——母（父の扶養）</p> <p>職員——配偶者（扶養） 生計費：職員<父</p> <p>その他（Z）</p> <p>※給与所得を有する親と同居している場合は、生計費を完全に分離している場合以外は、一つの世帯として判断する。</p>
<p>⑲ 父（扶養）</p> <p>母（扶養） 職員 生計費：職員>父</p> <p>世帯主（X）</p>	<p>⑳ 父（年金収入）</p> <p>職員 生計費：職員>父</p> <p>準世帯主（Y）</p>
<p>㉑ 父（民間）——母（父の扶養）</p> <p>職員 配偶者（道職員） 子（扶養） 生計費：父>職員>配偶者</p> <p>職員：その他（Z）配偶者：その他（Z）</p> <p>※給与所得を有する親と同居している場合は、生計費を完全に分離している場合以外は、一つの世帯として判断する。</p>	<p>㉒ 職員A——職員B</p> <p>一室専用 一室専用 生計費：それぞれ独立した生計</p> <p>職員A：準世帯主（Y）職員B：準世帯主（Y）</p>

(参考資料3)

国家公務員の寒冷地手当支給対象地域(北海道以外)

青森県
岩手県のうち
盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 潟沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畠村及び普代村 九戸郡 二戸郡
宮城県のうち
登米市 栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 加美郡のうち加美町 遠田郡
秋田県のうち
秋田市 能代市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 濁上市 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡 仙北郡 雄勝郡
山形県のうち
山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡
福島県のうち
会津若松市 喜多方市 田村市 安達郡 岩瀬郡のうち天栄村 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼 郡 西白河郡のうち西郷村及び中島村 石川郡のうち石川町及び浅川町 田村郡 双葉郡のう ち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯舘村
群馬県のうち
沼田市 多野郡のうち上野村 甘楽郡のうち南牧村 吾妻郡のうち長野原町、嬬恋村、草津町 及び高山村 利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町
新潟県のうち
長岡市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 魚沼市 南魚沼市 胎内市 東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡のうち関川村
福井県のうち
勝山市 今立郡
山梨県のうち
富士吉田市 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡
長野県のうち
長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏 訪郡上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村 下伊那郡のうち阿智村、 平谷村、根羽村、下條村、壳木村及び大鹿村 木曾郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑 村及び木曾町東筑摩郡 北安曇郡 塙科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
岐阜県のうち
高山市 飛騨市 郡上市 大野郡
岡山県のうち
真庭郡
広島県のうち
山県郡のうち安芸太田町

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、そ
れらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後における
それらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないも
のとする。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表の4級地)